

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 後期基本計画

概要版

< 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度 >

計画策定の目的

「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)」が平成11(1999)年6月に制定され20年が経過しました。この基本法は、男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することをめざしたものです。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成15(2003)年に「朝霞市男女平等推進条例(以下「条例」という。)」を施行しました。この条例に基づき、平成18(2006)年に「朝霞市男女平等推進行動計画」、平成28(2016)年には「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、それいゆらざ(女性センター)を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談や女性総合相談などの施策を推進してきました。

このたび、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画」が令和2(2020)年度で終了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、市民意識調査や事業所アンケートを実施し、より多くの意見を反映し、朝霞市の男女平等社会の実現に向けた施策を推進するため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定します。



© むさしのフロントあさか

めざす姿と重点課題

めざす姿

ひと

男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

重点課題1

男女平等の意識づくり

男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆらざ(女性センター)を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

重点課題2

男女平等が実感できる生活の実現

「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方では、DV被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

計画の構成・期間

平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)
めざす姿、重点課題と施策目標(平成28～令和7年度)【2016～2025年度】									
基本計画									
前期(平成28～令和2年度) 【2016～2020年度】					後期(令和3～令和7年度) 【2021～2025年度】				
実施計画(前期)					実施計画(後期)				

重点課題1

男女平等の意識づくり

施策目標1 男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

- 男女平等の現状把握と将来像の提案
 - 男女が平等な社会の具体像の提案を行う
 - 男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む
- 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発
 - 男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う
 - 学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく
 - 男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく
 - 学習活動を支援する人材の育成と活用を進める



パネル展示

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

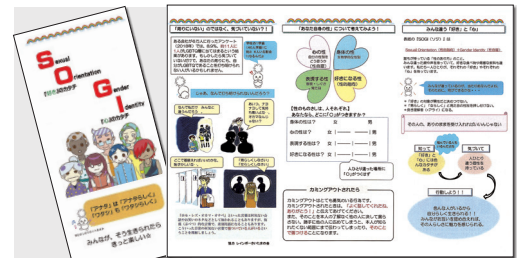


- 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
 - 自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する
 - 自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する
 - 自己実現を支援するための学習機会を充実させる
- 能力の開発と活動の支援
 - 能力の開発と活動の支援の充実を図る

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認(SOGI)について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進
 - 性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる
 - 男女の健康管理の支援を充実させる
- 性的指向・性自認(SOGI)等に配慮した啓発の推進
 - 多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する
 - 学校教育において多様な性に関する教育を推進する
 - 市の施策におけるLGBTQ等の当事者への配慮に関する検討を行う



性の多様性を正しく理解するためのリーフレット



この計画には「朝霞市女性活躍推進計画」と「第2次朝霞市DV防止基本計画」が含まれています。

～男女平等社会をめざして～

重点
課題2

男女平等が実感できる生活の実現



施策目標4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

●意識の啓発と情報の提供及び未然防止

- 男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する
- 異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

●相談体制の充実

- 誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる

●関係機関等との連携強化

- DV支援関係機関による連携体制の充実を図る



それいゆぶらざ

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行います。



●政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

- 市政への男女共同参画を推進していく
- 庁内での男女共同参画を推進していく
- 就業上での女性の活躍を推進する

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

●仕事と家庭・地域活動との両立支援

- 仕事と家庭の両立を支援する
- 男女格差がない職場づくりを促進していく

●地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

- 地域活動への参画を促す
- 防災分野における男女共同参画を進める



… 朝霞市女性活躍推進計画 の該当部分

… 第2次朝霞市DV防止基本計画 の該当部分



計画の推進

総合的な推進体制

- (1) 朝霞市庁内男女平等推進指針の推進
- (2) 朝霞市特定事業主行動計画の推進
- (3) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議を中心とした全庁的な推進
- (4) 男女平等推進審議会の意見の反映
- (5) 朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議を中心とした被害者支援の推進
- (6) 男女平等苦情処理委員の設置

市民・関係機関との連携

- (1) 市民・関係団体との連携強化
- (2) 男女平等推進事業企画・運営協力員等との連携
- (3) 関係機関との連携

それいゆぷらざ(女性センター)による男女平等の推進

相談事業

女性総合相談
DV相談（電話相談あり）

情報・交流コーナー

図書貸出し・インターネット端末利用・
打合せスペース

お知らせコーナー

男女共同参画関連啓発資料の掲示

啓発事業

広報あさか 男女平等推進情報「そよかぜ」
市ホームページ あさか男女の輪サイト
リーフレット あなたとパートナーのこことからだ(デートDV)
こころの性はいっぱいある など

講座開催

あさか女と男セミナー など



進行管理

- 「朝霞市男女平等推進条例」(第11条)の規定に基づく「男女平等推進事業評価」において、基本計画の指標・数値目標の達成に向け、実施した施策の成果に焦点を当て評価を行い、その評価を施策に反映させていきます。
- 実施状況等について年次報告書を作成し、広く公表します。

ポジティブ・アクション

- ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、女性の能力を発揮するために、男女に均等な機会を提供する取組です。本計画では、「様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの」と定義しています。
- 市では、「特定事業主行動計画」を策定し、女性管理職への登用や審議会等の男女委員比率の均整化など、男女間の格差を改善するための目標を掲げ取り組んでいます。

【指標】5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
市職員の女性管理職員の割合	17.0% (H27.4現在)	20.7% (R2.4 現在)	※25%	朝霞市男女平等 推進年次報告書
各審議会等での女性委員登用率が30% 以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3 現在)	47.3% (R2.3 現在)	70%	

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づく

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画【概要版】 令和3(2021)年3月

朝霞市 総務部 人権庶務課

女性センター(それいゆぷらざ)

〒351-0016 朝霞市青葉台1-7-1 TEL 048-463-2697